

平成29年4月13日

各 位

会 社 名 株式会社ミスターマックス
代 表 者 名 代表取締役社長 平野能章
(コード番号 8203 東証第一部、福証)
問 合 せ 先 取締役執行役員財務部長 中野英一
(TEL 092-623-1141)

会社分割による持株会社体制への移行に伴う吸収分割契約締結及び 定款変更(商号及び事業目的の一部変更)に関するお知らせ

当社は、平成29年2月9日付で、平成29年9月1日を目途に会社分割の方式により持株会社体制へ移行する旨を公表しております。

当社は、本日開催の取締役会において、当社の100%子会社との吸収分割契約締結を承認すること(係る吸収分割契約に基づく吸収分割を「本件分割」といいます。)並びに平成29年5月26日開催予定の定時株主総会に、吸収分割契約承認及び定款の一部変更について付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、平成29年2月9日付「会社分割による持株会社体制移行及び子会社(分割準備会社)の設立に関するお知らせ」において未定であったもので、今回確定した項目につきましても、併せてお知らせいたします。

本件分割後の当社は、平成29年9月1日(予定)で商号を「株式会社ミスターマックス・ホールディングス」に変更するとともに、その事業目的を持株会社体制移行後の事業に合わせて変更する予定です。なお、本件分割及び定款変更(商号及び事業目的の一部変更)につきましては、平成29年5月26日開催予定の定時株主総会による承認及び必要に応じ所管官公庁の許認可等が得られることを条件としております。

なお、本件分割は、当社の100%子会社へ事業を承継させる吸収分割であるため、開示事項・内容を一部省略して開示しております。

記

I. 会社分割による持株会社体制への移行

1. 持株会社体制への移行の背景と目的

当社を取り巻く環境は、少子高齢化や地方格差・所得格差の拡大など構造要因に加え、最近では消費税増税や物価高などを背景にお客様の商品や価格に対する要求水準は従来以上に高まっています。その一方で、小売業界では、業態の垣根を越えた競争がますます激化しています。「普段の暮らしをより豊かに、より便利に、より楽しく」を経営理念とする当社は、商品政策において、「価値ある安さ」をお客様に提供すべく、特に購買頻度の高い、普段の暮らしに直結する商品について、年間を通じて低価格を実現する取り組みを強化するとともに、新しい顧客層の取り込みも積極的に行ってまいりました。

このような環境下において、当社は、責任体制の明確化を図り、価値ある安さの提供と当社の収益を両立できるようローコスト運営に磨きをかけていくとともに、機動的な組織再編、戦略的なM&Aやアライアンスなど、環境の変化に即応できる体制を構築することが望ましいと判断し、持株会社体制へ移行する方針を決定いたしました。

当社は、持株会社体制への移行後、引き続き上場を維持するとともに、グループ全体の統一かつ柔軟な戦略策定、新たな成長分野を含めた経営資源の最適配分、子会社における業務執行状況チェックなどの機能を担い、戦略的かつ明確な経営組織を整備することにより、グループとしての企業価値の最大化を目指してまいります。

2. 持株会社体制への移行の要旨について

(1) 本件分割の日程

持株会社体制移行準備開始決議取締役会	平成29年2月9日
分割準備会社の設立	平成29年3月1日
吸収分割契約承認取締役会	平成29年4月13日
吸収分割契約締結	平成29年4月13日
吸収分割契約承認定時株主総会 (当社及び承継会社)	平成29年5月26日(予定)
吸収分割の効力発生日	平成29年9月1日(予定)

(2) 本件分割の方式

本件分割は、当社を吸収分割会社(以下、「分割会社」といいます。)、当社100%出資の分割準備会社である株式会社ミスターマックス分割準備会社を吸収分割承継会社(以下、「承継会社」といいます。)とし、当社の事業のうち、小売事業(以下、「本件事業」といいます。)に関して有する権利義務を承継会社に承継させる吸収分割により行います。

(3) 本件分割に係る割当の内容

承継会社である株式会社ミスターマックス分割準備会社は、本件分割に際して普通株式50株を発行し、これを全て分割会社である当社に割当て交付いたします。

(4) 本件分割に伴う新株予約権及び新株予約権付社債に関する取扱い

該当事項はございません。

(5) 本件分割により増減する資本金等

本件分割による当社の資本金の増減はありません。

(6) 承継会社が承継する権利義務

株式会社ミスターマックス分割準備会社が当社から承継する権利義務は、効力発生日において、本件分割に係る吸収分割契約に規定される、本件事業に係る資産、債務その他の権利義務といたします。また、承継事業に従事するパートタイム従業員とアルバイト従業員に関しては雇用契約を承継いたしますが、当社の上記以外の従業員(嘱託、他社出向中の者等を含む)との間の雇用契約上の地位及びこれらの契約に基づき発生した一切の権利義務については、承継会社に承継いたしません。なお、当社は、本件分割の効力発生日において本件事業に主として従事する当社の従業員(パートタイム従業員及びアルバイト従業員を除く)を、当社に在籍させたまま承継会社に出向させ、以降、承継会社において本件事業に従事させるものといたします。

なお、承継会社が当社から承継する債務については、重畳的債務引受の方法によるものといたします。

(7) 債務履行の見込み

本件分割後において、当社及び承継会社が負担すべき債務については、履行の確実性に問題がないと判断しております。なお、承継会社が当社より承継する債務の全てについては、当社が重畳的債務引受を行います。

3. 本件分割の当事会社の概要

[当事会社の概要]

	分割会社 平成29年2月28日現在	承継会社 平成29年3月1日設立時現在
(1) 名称	株式会社ミスターマックス	株式会社ミスターマックス分割準備会社
(2) 所在地	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
(3) 代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平野 能章	代表取締役社長 平野 能章
(4) 事業内容	家庭用電器製品、日用雑貨、衣料品、食品等をセルフサービス方式で販売するディスカウントストア事業及びショッピングセンター運営事業	家庭用電器製品、日用雑貨、衣料品、食品等をセルフサービス方式で販売するディスカウントストア事業(ただし、本件吸収分割前は事業は行っておりません)
(5) 資本金	10,229 百万円	10 百万円
(6) 設立年月日	昭和25年12月8日	平成29年3月1日
(7) 発行済株式数	39,611,134 株	200 株
(8) 決算期	2 月末日	2 月末日
(9) 大株主及び持株比率	THE BANK OF NEW YORK, 16.25% NON-TREATY JASDEC ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行) 有限会社 Waiz Holdings 7.01% ミスターマックス取引先持株会 5.86% 日本トラスティ・サービス信託 4.49% 銀行株式会社(信託口) MrMax 社員持株会 3.63% 株式会社 福岡銀行 3.57% 平野 能章 2.72% 損害保険ジャパン日本興亜株式会社 2.02% 平野 耕司 1.93% 平野 淳子 1.82%	株式会社ミスターマックス 100%
(10) 当事会社間の関係等	資本関係	分割会社が承継会社の発行済株式の100%を保有しております。
	人的関係	分割会社より承継会社にて取締役1名を派遣しております。
	取引関係	承継会社は営業を開始していないため、現時点では、分割会社との取引関係はありません。
(11) 直前事業年度の財政状態及び経営成績(平成29年2月期)		
純資産	20,743 百万円(単体)	10 百万円(単体)
総資産	72,817 百万円(単体)	10 百万円(単体)
一株当たり純資産	624.83 円(単体)	50,000 円(単体)
営業収益	108,373 百万円(単体)	-
売上高	104,081 百万円(単体)	-
営業利益	1,935 百万円(単体)	-
経常利益	2,360 百万円(単体)	-
当期純利益	1,813 百万円(単体)	-
一株当たり当期純利益	54.64 円(単体)	-

(注)1.分割会社は、平成29年9月1日付で「株式会社ミスターマックス・ホールディングス」に商号変更予定です。

2.承継会社は、平成29年9月1日付で「株式会社ミスターマックス」に商号変更予定です。

3.承継会社におきましては最終事業年度が存在しないため、その設立の日における貸借対照表記載項目のみ

表記しております。

4.(9)について、分割会社は自己株式6,412.6千株を保有しておりますが、(9)の大株主から除いております。

[分割する事業部門の概要]

(1) 分割する部門の事業内容

家庭用電器製品、日用雑貨、衣料品、食品等をセルフサービス方式で販売するディスカウントストア事業

(2) 分割する部門の経営成績(平成29年2月期実績)

	分割事業 (a)	当社実績(単体) (b)	比率 (a÷b)
売上高	104,081 百万円	104,081 百万円	100%

(3) 分割する資産、負債の項目及び金額(平成29年2月28日現在)

資産		負債	
項目	帳簿価額	項目	帳簿価額
流動資産	10,337 百万円	流動負債	12,511 百万円
固定資産	727 百万円	固定負債	—
合計	11,064 百万円	合計	12,511 百万円

(注) 1.上記金額は平成29年2月28日現在の貸借対照表を基準として算出しているため、実際に承継される額は、上記金額に効力発生日までの増減を調整した数値となります。

2.分割会社の平成29年2月28日現在の貸借対照表においては、現預金の一部を借入金の返済に充当していることなどから分割する資産の額が負債の額を下回っておりますが、効力発生日(平成29年9月1日)までに、通常の営業を継続することによって現預金が増加する予定であることなどから、分割する資産の額は負債の額を上回ることが見込まれています。

4. 会社分割後の状況(平成29年9月1日現在(予定))

	分割会社	承継会社
(1)名称	株式会社ミスターマックス・ホールディングス (平成29年9月1日付で「株式会社ミスターマックス」より商号変更予定)	株式会社ミスターマックス (平成29年9月1日付で「株式会社ミスターマックス分割準備会社」より商号変更予定)
(2)所在地	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号	福岡県福岡市東区松田一丁目5番7号
(3)代表者の役職・氏名	代表取締役社長 平野 能章	代表取締役社長 平野 能章
(4)事業内容	グループ会社の経営管理及びショッピングセンター運営事業	家庭用電器製品、日用雑貨、衣料品、食品等をセルフサービス方式で販売するディスカウントストア事業
(5)資本金	10,229 百万円	10 百万円
(6)決算期	2月末日	2月末日

5. 今後の見通し

承継会社は、当社の100%子会社であるため、本件分割が当社の連結業績に与える影響は軽微であります。

II. 定款の変更

1. 定款変更の目的

持株会社体制への移行に際して、当社の商号を「株式会社ミスターマックス・ホールディングス」に変更し、事業目的を持株会社としての経営管理等に変更するものです。

2. 定款変更の内容

変更の内容は別紙のとおりであります。

3. 定款変更の日程

定款変更のための定時株主総会

平成29年5月26日(予定)

定款変更の効力発生日

平成29年9月1日(予定)

以上

(別紙)

定款変更の内容

(下線部は変更部分であります)

現 行 定 款	変 更 案
<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社MrMax</u>と称し、登記上はこれを<u>株式会社ミスターマックス</u>と表示する。 ②当社の英文社名は<u>MR MAX CORPORATION</u>と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業を営む</u>ことを目的とする。</p> <p>1～23 (記載省略) 第3条～第42条 (記載省略)</p> <p style="text-align: right;">(新設)</p>	<p style="text-align: center;">第1章 総 則</p> <p>(商号) 第1条 当社は、<u>株式会社MrMaxHD</u>と称し、登記上はこれを<u>株式会社ミスターマックス・ホールディングス</u>と表示する。 ②当社の英文社名は<u>MrMax Holdings Ltd.</u>と称する。</p> <p>(目的) 第2条 当社は、<u>次の事業及びこの関連事業を営むこと、並びに次の事業及びこの関連事業を営む国内及び外国会社の株式又は持分を保有することにより当該会社の事業活動を支配又は管理する</u>ことを目的とする。</p> <p>1～23 (現行どおり) 第3条～第42条 (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">第8章 附 則</p> <p>第43条 <u>第1条、第2条の変更は、平成29年9月1日をもって効力が生じるものとする。なお、本附則は効力発生日の経過をもってこれを削除する。</u></p>

以上